

「産業廃棄物税」に関する奈良県法定外税懇話会報告書の概要

H 2 1 . 2 . 5

1 検証・成果 産業廃棄物の排出抑制等に効果

平成 16 年 4 月に導入された法定外目的税である産業廃棄物税の使途については、奈良県産業廃棄物税条例において、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てる旨規定されており、これに基づき、県は①排出抑制、減量化の推進（事業所のゼロエミッションの推進）、②適正処理の推進（監視体制の強化）、③循環型社会の推進の 3 つの柱で各事業を展開してきた。

産業廃棄物税導入前後に実施した産業廃棄物実態調査結果によれば、県内事業所から排出される産業廃棄物の処理量は、平成 13 年度の 184 千 t から、平成 17 年度には 99 千 t（53.8 % に減）と大きく減少し、同期間の全国平均（60.9 % に減）と比較しても、税導入により最終処分量の削減がより促進されたと考えられる。

2 必要性 引き続き税の継続を

産業廃棄物税を導入して以降、最終処分量は減少傾向にあるが、引き続き産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充て使途事業を充実させていく必要があると考えられる。

3 今後の在り方

(1) 課税方式、税率は現行通りで

税制度については、施行後 4 年あまり経過し、最終処分業者特別徴収方式のもとで課税方式は定着しており、税率も同様の税を導入している他道府県と均衡が図られていることから、現在の方式を変更する必要はないと考えられる。

(2) 使途は税目的の範囲で可能なものに

産業廃棄物税の使途については、税の主旨・目的に適う範囲において、下記についても活用が可能であると考えられる。

① 市町村への支援

産業廃棄物の適正処理推進に寄与する市町村事業（処理施設周辺の環境調査、周辺環境整備事業、不法投棄防止対策等）を支援すること。

② 不法投棄撤去への代執行

不法投棄撤去を県が行政代執行として行わざるを得ない場合は、適用事案のルール化、原因者への求償措置、刑事罰の追及などを前提として、その財源に充当すること。

③ 低炭素社会の実現にも

産業廃棄物税制度の目指すものは、主に産業廃棄物の減量化等による適正な物質循環の確保と、埋立処分量削減による最終処分場の逼迫への対応、すなわち、循環型社会の形成推進であることから、低炭素社会及び自然共生社会に向けた取組等についても産業廃棄物の減量化等に間接的に寄与するものであれば、産業廃棄物税を活用しながら推進すること。

4 まとめ 産業廃棄物の削減方策検討、5 年後の見直しを

奈良県産業廃棄物税が法定外目的税であること、及び、産業廃棄物実態調査等の動向を考慮し、奈良県知事は今後、5 年後を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきものと考えられる。

併せて、奈良県内で埋立処分される産業廃棄物の量を削減するための方策を早急に検討すべきであると考えられる。